

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges

日 本	若者等の就労促進 ・管理運営主体:厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク ・対象者:フリーター, 無業者等 ・主な施策 〔フリーター等の正規雇用化の推進〕 (1) ハローワークにおけるフリーター等の支援 個別支援など専門的支援を中核として, トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により, 就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に, 大都市部には, その効果的な実施のための拠点を設置する。 通常の職業相談・職業紹介, 求人開拓等に加え, 担当者制によるきめ細かな個別支援, 予約制による職業相談・職業紹介, 模擬面接, 履歴書・職務経歴書の作成指導, 継続的な求人情報の提供, 来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。 (2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ)で, 各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験, カウンセリングや職業相談, 職業紹介などさまざまなサービスを実施。また, 保護者向けのセミナーも実施。現在, 46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。 (3) トライアル雇用制度の活用による就職支援 ハローワークの紹介により, 企業における3か月の試用雇用を行う「トライアル雇用」(1人最大4万円, 最長3か月)の活用により, 常用雇用への移行を促進する。 〔ニート等の若者の職業的自立支援の強化〕 「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充(110か所→116か所)するとともに, アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し, ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。 新卒者の就職支援 ・管理運営主体:厚生労働省, 文部科学省, 経済産業省 (1) 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等, 学校の協力により, 未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し, ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより, 未内定の学生・生徒に対し, 一貫した就職支援を行う。 (2) 未内定の学生・生徒のために, 中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また, 若年者のためのワンストップセンター(ジョブカフェ)において, 未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに, 就職面接会等を開催。 (3) 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に, 書類選考等なしで, 面談が設定されるマッチングサービスを実施。また, ホームページ上で, 直接応募を受け付けている企業についても掲載。 (4) 大学等のニーズに応じ, 未内定の学生の多い大学に対して, ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど, 大学等と連携した支援を実施。 (5) 学校と連携し, 未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに, 学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークでの就職支援について, 啓発文書の送付により周知し, 支援を受けることを勧めてもらう。 (6) 主要な民間就職情報サイトに対し, ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し, 協力を得て, 未内定の学生への周知を徹底する。 (7) 全国の中でも, 特に大学が集積している東京都で, 東京新卒応援ハローワークを拡充するとともに, 新たに支援拠点を増設し, ラストスパートを支援する。
--------	---

アメリカ	ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練) ・ 開始年月…1964年 ・ 管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター ・ 対象者及び適用要件…16～24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 ・ 具体的内容 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上での基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program) ・ 開始年月…1998年 ・ 管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 ・ 対象者及び適用要件…14～21歳の就職困難者 ・ 具体的内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	(長期失業者・就労困難者等) ・ ワーク・プログラム 開始年月…2011年6月 管理運営主体…ジョブセンタープラス 対象者及び適用要件 25歳以上で失業期間が12か月超、または18～24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。 ・ 具体的内容 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託、支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。2013年6月までに参加した131万人のうち、継続的な仕事(6か月、困難を抱える若者は3か月)に就いた参加者は14万9000人(11%)。 ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。 ・ (若年失業者・ニート) ・ ユース・コントラクト 若者失業者やニート等の就業支援を目的に、2011年に導入された政策パッケージ。ワーク・プログラムに参加する18～24歳層の6か月以上雇用に対する賃金助成や、就業体験、アプレンティシップの拡充等を通じて、2015年までに約50万人を支援予定。 ・ (障害者) ・ ワーク・チョイス 任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 ・ 成人向け宿泊型訓練 18歳以上の失業者に対して、居住地域で適切な職業訓練コースが利用できない場合に提供される。全国9か所のプロバイダーが資格取得に向けた訓練などを実施。 ・ アクセス・トゥ・ワーク 就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges (cont.)

ドイツ	初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung:EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。 職業紹介の見通しで限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。 特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム(BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。 労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。これまで年間10億ユーロの予算が投入されてきたが、早期再就職という本来の政策目的と異なり、いつまでも1ユーロジョブにとどまり正規労働への移行が進まないとの批判があった。そのため、1ユーロジョブの対象となる失業者への措置として、今までは利用制限はなかったが、2012年により、5年間で24か月間までの利用制限が課されることとなった。また、1ユーロジョブ対象者を提供する福祉団体等には、今までは措置費用として対象者一人当たり最大500ユーロが一括金として支給されていたが、150ユーロに削減される。
フランス	雇用同伴契約(Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE) ※雇用支援(諸)契約(Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。 ・開始年月…2005年5月1日 ・管理運営主体…雇用局(Pôle emploi) ・対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 ・具体的内容 - 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 熟練契約(Contrat de professionnalisation) ・開始年月…2004年10月 ・契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 ・具体的内容 - 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。 社会生活参入契約(CIVIS) ・開始年月…2005年4月 ・管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 ・対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロレア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 ・具体的内容 - 対象となる若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト, 労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」, イギリス:Gov.ukウェブサイト